【参考資料】

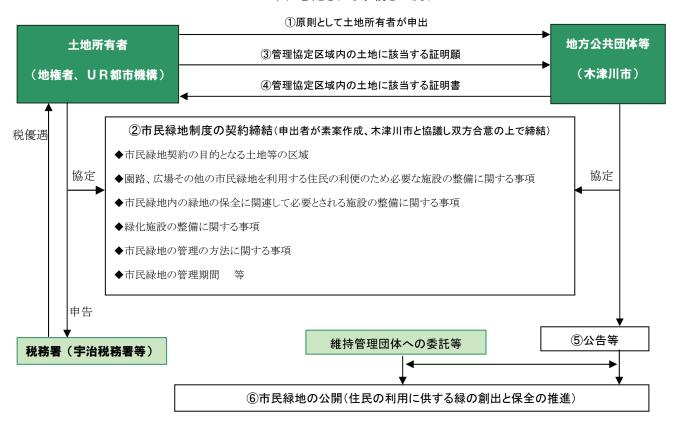
参考-1 木津北・東地区の土地の所有状況

表 木津北・東地区の土地の主な所有者等

木津北地区		木津東地区		
所有者	割合	所有者	割合	
UR都市機構	約 60%	UR都市機構	約 45%	
公共用地等	約 6%	公共用地等	約 4%	
その他の地権者	約 34%	その他の地権者	約 51%	
1111	100%	計	100%	

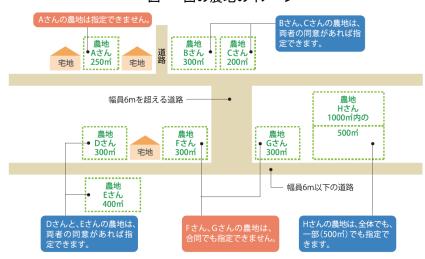
参考-2 市民緑地制度

図 想定される手続きの流れ

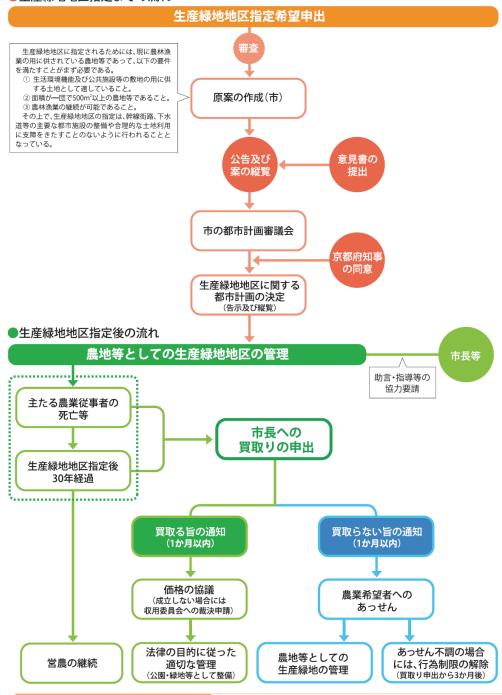


参考-3 生産緑地制度

図 一団の農地のイメージ



●生産緑地地区指定までの流れ



買取りの申出ができる場合

- ① 生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき
- ② ①の場合のほか、農業の主たる従事者**が死亡したり、農業に従事することを不可能と させる故障***により、農業を続けることが不可能となったとき
 - ※1.「農業の主たる従事者」とは、買取りを申出る時点で、生産緑地地区の農業経営に欠くことのできない主要な働き 手(小作人も含む)である者(市民農園の場合は、当該農園を運営する者または管理する者)をいいます。 また、家族を中心とした共同経営(夫・妻・息子等)の場合、次に掲げる者も、主たる従事者となります。
 - ①経営主が65歳未満の場合/経営主の年間従事日数の8割以上従事する共同経営者
 - ②経営主が65歳以上の場合/経営主の年間従事日数の7割以上従事する共同経営者
 - ※2.「農業に従事することを不可能とさせる故障」とは、両眼失用、精神の著しい障害、神経系統の機能の著しい障害、胸腹部臓器の著しい機能障害、上・下肢の喪失またはその機能の著しい障害、両手足(指)の喪失またはその機能の著しい障害、以上の障害に達ずる障害、1年以上の入院その他の事由により農業に従事することができなくなる故障等、治癒することができない障害等のこと。ただし、いずれの障害においても医師の診断書または院長の証明書等が必要です。

参考-4 アンケート・ヒアリング調査結果

1アンケート調査の概要

第二段階のヒアリング調査に向けて、木津北地区の土地利用への関心や参画意向を示す企業を抽出するとともに、企業の一般的な社会貢献活動への取り組み状況の把握や木津北地区の周知を図る意味も含めて事前アンケート調査を実施した。

対象企業については、全国区の企業では既に社会貢献活動に取り組んでいる企業または社会貢献活動への関心が高い企業として日本経済団体連合会(経団連)会員企業からの抽出を行い、地元企業では関西経済連合会(関経連)会員企業、学研都市の立地企業を対象として、計979社にアンケート調査を実施した。回答は96社からあり、この中からヒアリング対象企業を抽出した。

なお、アンケート調査の概要は下記の通りである。

表 アンケート調査の概要

	経団連会員企業のうち下記の企業を抽出			
対象法人	・生物多様性民間参画パートナーシップへの参加企業(注 1)	339 社		
	・社会貢献活動を実施している企業(注2)	354 社		
	関経連会員企業	530 社		
	学研都市立地企業	87 社		
	수計	合計 979 社		
		(重複を除く)		
調査方法	郵送アンケートと WEB アンケートを併用			
調査項目	・社会貢献活動の取組み状況			
	・土地利用の基本方針に対する関心			
	・社会貢献活動としての当地区への参画可能性 など			
調査期間	平成23年2月中旬~3月上旬、4月中旬~下旬			
回答状況	96 社から回答(回答率 9.8%)			

注1:生物多様性に関する民間の取組みを推進するために、経団連、日本商工会議所、経済同友会により設立された 経済界を中心とした自発的なプログラム

注2:経団連の社会貢献推進委員会等が実施した「2009 年度 社会貢献活動実績調査」で類似の取組実績がある企業 を抽出

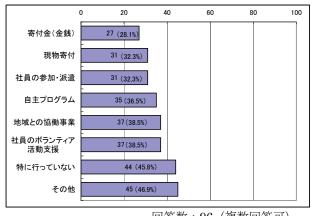
②アンケートの調査結果

1)社会貢献活動の取り組み状況

全体の54%の企業が何らかの社会貢献活動に取り込んでおり、その形態としては「社員のボランティ ア活動支援」、「地域との協働事業」が39%と最も多い。

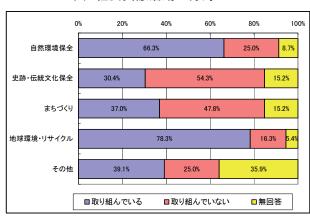
取り組み分野については、「地域環境・リサイクル」が 78%と最も多く、ついで「自然環境保全」(66%) となっている。

図 社会貢献活動の形態



回答数:96 (複数回答可)

図 社会貢献活動の分野



回答数:92 (複数回答可)

2) 木津北地区への関心、参画可能性

土地利用の基本方針への関心については、「強い関心あり」が5%、「ある程度関心あり」が52%とな っており、過半数の企業が関心を示している。

木津北地区での社会貢献活動の参画可能性については、「大いに可能性がある」が 2%、「いくらか可 能性はある」が16%となっており、約2割の企業が参画可能性を示した。また、現時点では「わからな い・判断できない」との回答も17%あった。

図 土地利用の基本方針への関心

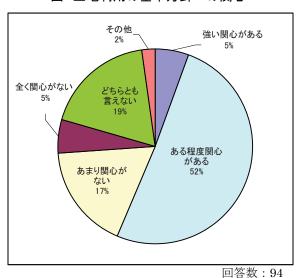
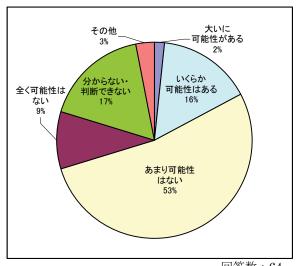


図 参画可能性



回答数:64

③ヒアリング調査の概要

第二段階として、参画可能性や参画検討に当たっての具体的な条件などを把握するためにヒアリング 調査を実施した。まず、社会貢献活動としての里山の維持再生ゾーンへの参画について、アンケート調 査で参画可能性を示した企業や、関西圏の「企業の森」事業などで既に森林保全活動を展開している企 業の中から16社を抽出してヒアリングを実施した。また、環境調和型研究開発ゾーンへの産業系施設の 進出可能性についても5社を対象にヒアリングを実施した。

主なヒアリング項目は下記の4点である。

- ・社会貢献活動への取り組み状況(主に森林保全活動の状況や今後の社会貢献活動の傾向など)
- ・活動への参画や支援の可能性
- ・参画・支援を検討するにあたっての条件
- その他の意見

4参画可能性に関するヒアリング結果

表 参画可能性とその理由

理由

- ・「企業の森」に参画しており、企業PR効果が高く継続したい。タイミングが合えば検討は可能。
- ・木津川市でやる意義やメリットを説明できれば検討できる。現時点では難しい。
- ・事業所が立地する場所で展開しており、木津川市での展開は難しい。ボランティアの研修フィールド としての活用は可能。
- ・計画地のコンセプトや具体的な取組内容がわかれば判断が可能。社員ボランティアとしての参画なら 可能性はある。
- ・企業として経費を負担しての展開は難しいが、従業員のボランティアとしての参画なら可能。

社 会

- ・森林保全関係の取組み経験は無く、企業として経費を負担しての展開は難しいが、社員のボランティ アとしての参画は十分に可能性がある。
- ・企業として経費を負担しての展開は難しいが、森林保全関係の取組みは未だないので、社員のボラ ンティア参画は十分に可能性がある。
- ・本業で縁のない木津川市で、社会貢献活動を展開することは難しい。
- ・各地の飲料の製造工場の上流地で関わる地を設定。資金を提供し、実際の管理は各地の林地管理 団体が主で、社員はレクリエーションで参加。
- ・周辺に事業所がなく、難しい
- ・本業で縁のない木津川市で、社会貢献活動を展開すること難しい。
- ・「企業の森」に参画しており、関西圏で同様の取組みは難しい。
- ・木津川市で取り組む理由が説明できないため、難しい。
- ・社有林(約500ha)の管理で手一杯であり、新たな取組みは難しい。
- ・大規模な取組みを既に行っており、新たな展開は難しい。
- ・事業所、工場などが離れた場所にあるので、木津川市での展開は難しい。
- ・自らバイオマス発電事業等を展開することは難しい。
- 一番コストが掛かる運送費において当地は交通の便がいいことは好条件。大学等の研究機関と連携 する芽を探したい。
- ・バイオマス関連など、当社として事業に取り組むのは難しい。
- ・国産竹は伐採・搬出コストが高く、商業ベースに乗るプロジェクトは難しい。 活
- ・バイオマス事業は民間企業がリードする構造になっていることが必須。
 - ・廃棄物の処理コストを吸収する形の事業モデル以外は難しいが、木津のみならず少し広域にバイオ マス資源を検討してはどうか。

貢

献

活

動

産

⑤参画・支援を検討するにあたっての条件

<主な意見>

- ・面積的には広くても 2~3ha。
- ・行政が介在することで、土地所有者とのトラブルに巻き込まれないことが前提。
- ・国有林か公共団体所有であることが条件。
- ・森林組合か、地元のNPOが活動していることも前提。企業が全て自前でやるのは無理。
- ・生物多様性のモデル地区になれば、取り組みやすい。
- ・その他、交通の便、安全性(緩斜面など)、トイレ、周辺のレクレーション施設(教育施設、 キャンプ場、農園など)なども参画を検討する際には条件となる。
- ・本業との係わり(マッチング)が重要な判断要素となる。

⑥その他の意見

<主な意見>

- ・一般的に企業のCSR展開として、生物多様性への関心は高まっていると考えられるが、それ に絡めて企業が参画しやすいコンセプトやスキームができればよい。
- ・里山管理について、どのような里山を目指し、具体的に何をするかを明確にすることが重要。
- ・里山保全などは、行政の肝いりで協議会を立ち上げ、NPOに発展させていくなど、初動期に 行政がリーダーシップをとって、汗をかいて進めていくことが重要と考える。

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)

趣旨・背景

◆ 生物多様性が深刻な危機に直面

- ○希少な野生動植物の減少
- ○二次的自然(里地里山など)の手入れ不足 ○外来種の侵入による生態系の撹乱
- ◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要
- ◆ 生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大
 - ○生物多様性基本法(平成20年)の制定
- ○生物多様性条約COP10の開催(愛知県名古屋市)





地域希少種の減少

シカによる樹木の採食



里山における 竹林の伐採

地域における多様な主体の有機的な連携による 生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要

制度の概要

◆ 基本方針の策定

•環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による 地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

▶ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- 市町村による地域連携保全活動計画の作成
- •NPO等による計画の案の作成について提案
- •自然公園法等の許可等に係る行為については、 環境大臣又は都道府県知事の協議・同意。
- •地域連携保全活動計画の作成や 実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置



(希少種の餌場となる水辺の整備)

•地域連携保全活動計画に従って行う活動については、 自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置

◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

・関係者(活動実施者、土地所有者、企業等)間における連携・協力のあっせん、必 要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- •環境大臣が生物多様性保全上重要な土地(国立公園等)を寄附により取得した場 合における、当該土地における生物多様性の保全のため意見の聴取

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性 の保全のための制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

施行期日

平成23年10月1日

参考-6 用語集

大阪層群(おおさかそうぐん)

大阪層群は鮮新世から更新世に堆積した川や湖の堆積物で、京都盆地では数枚の海成粘土層や多くの火山灰層を含む。

生態系サービス(せいたいけいサービス)

生態系がもつ機能のうち、水や食料、気候の安定など、人間が生きていくために必要で役立つ自然の恩恵。国連では、1)食料や水、木材などの「供給的サービス」、2)気候などの「調節的サービス」、3)レクリエーションなどの「文化的サービス」、4)物質循環などの「基盤的サービス」、の4つに分類されている。

大和青垣(やまとあおがき)

奈良盆地を取り巻く、比較的でこぼこのない平らな山並み。(奈良盆地を囲む山地は、青垣山といわれていた。)

林分(りんぶん)

林相が一様で、となり合う森林と区別できるひとまとまりの森林。

CSR(シーエスアール)

企業の自主的な社会的貢献活動。

持続的な農業(じぞくてきなのうぎょう)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

木津川市学研北·東地区土地利用計画検討委員会 委員名簿

安月石溥	т д
役 職 名	氏 名
大阪工業大学教授・リエゾンセンター長	村橋 正武
京都大学大学院地球環境学堂教授	森本 幸裕
京都大学副理事	遠藤隆
京都大学名誉教授	内藤 正明
同志社大学経済学部教授	郡嶌 孝
京都府政策企画部長	井上 元
京都府建設交通部長	安藤 淳 (第 1 回) 伊勢田 敏
京都府山城広域振興局長	(第2~5回) 勝見 彰
都市再生機構西日本支社関西文化学術研究都市事業本部長	版本 貢 (第1・2回) 尾畑 和雄 (第3~5回)
木津川市副市長	今井 洋一 (第 1 · 2 回) 田中 達男 (第 3 ~ 5 回)

参考-8 検討経過

取り組み	時 期
木津川市学研木津北·東地区土地利用計画検討委員会条例 施行	平成22年12月27日
第1回 木津川市学研木津北·東地区土地利用計画検討委員会	平成23年 2月 8日
第2回 木津川市学研木津北·東地区土地利用計画検討委員会	平成23年 4月 5日
第3回 木津川市学研木津北·東地区土地利用計画検討委員会	平成23年 6月18日
第4回 木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会	平成23年 8月29日
中間答申	平成23年 8月31日
パブリックコメント	平成23年10月 1日から 平成23年10月31日まで
第5回 木津川市学研木津北·東地区土地利用計画検討委員会	平成23年11月21日
答申	平成23年12月 7日

3 木 学 研 第 1 4 号 平成 2 3 年 2 月 8 日

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会 会 長 村橋 正武 様

木津川市長 河井 規子

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画の策定について(諮問)

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会条例(平成22年条例第27号)第2条の規定に基づき、次の事項について貴委員会に諮問します。

記

1 諮問事項

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区のうち、木津地区の北部及び東部の土地利用並びにその 実現方策に関する計画を概ね1年以内を目途に策定することについて

2 諮問理由

当地区は、現在の独立行政法人都市再生機構による事業を前提として、昭和59年に市街化区域へ編入されておりますが、平成15年に同機構による事業が中止され、具体的な土地利用がなされていない状況です。

当地区における同機構の事業完了が平成25年度末に迫る中、本市を含む学研都市全体の発展のためには、当地区を関西文化学術研究都市サード・ステージ・プランに示された「持続可能社会のための科学」を実践するためのフィールドとして活用し、学研都市の理念である「文化学術研究の拠点として、地球規模の課題に関する科学などに先導的に取り組み、国際社会へ貢献していく」ことができる地域とすることが喫緊の課題であります。

また、近年、里地里山の保全・活用や生物多様性の確保に向けた取組みが世界的な潮流になるとともに、本市の重要政策であるクリーンセンターの建設について、昨年2月に清掃センター建設審議会からの答申を受け、建設予定地を木津北地区内に決定するなど、当地区における新たな土地利用のニーズが顕在化してきております。

つきましては、以上の事情をご賢察の上、当地区の土地利用を具体化するとともに、土地利用の実現方策につきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

3 木 学 委 第 1 5 号 平成 2 3 年 1 2 月 7 日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会 会長 村橋 正武

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画について(答申)

平成23年2月8日付け3木学研第14号で諮問のありましたことについて、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会条例(平成22年12月27日条例第27号)第2条の規定により答申いたします。

記

1 答申事項

別紙 木津川市学研木津北·東地区土地利用計画

2 付帯意見

当委員会においては、国の閣議決定に基づき独立行政法人都市再生機構が平成 25 年にニュータウン事業を完了すること、及び COP10 の開催や生物多様性地域連携促進法により里山や生物多様性の保全に向けた社会の機運が高まっていることから、新クリーンセンターの建設など当地区に求められる新たな土地利用のニーズを前提として、今後の土地利用方針及びその実現化方策について検討した。

検討に際しては、当地区における土地所有の課題に対応するとともに、関西文化学 術研究都市に関連する上位法令等を踏まえ、実現性の高い計画とした。

また、生物の多様性に関する世界的な関心の高まりを受け、当地区が有する豊かな自然を有効に活用することで、関西文化学術研究都市サード・ステージ・プランに示された「持続可能社会のための科学」を実践するための先導的なフィールドとなるよう配慮した。

当委員会としては、当計画が木津北・東地区の今後のまちづくりだけではなく、木津川市を含めた関西文化学術研究都市が持続可能な都市として末永く発展するための礎となることを期待する。

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画

発行/平成24年2月 編集/木津川市市長公室学研企画課

T619-0286

京都府木津川市木津南垣外110-9

TEL: 0774-75-1201 FAX: 0774-75-2701

メール: kikaku@city.kizugawa.lg.jp